

令和7年10月20日
岡山県和気町

不適正な事務処理について

このたび、農地関係法令に関する不適正な事務処理があったことが判明しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【所管】 和気町産業建設部産業振興課

【状況】 令和4年5月から令和6年11月に申出のあった農業振興地域整備計画変更手続き（農振除外）を未処理のまま放置し、または、その一部について農業振興地域の整備に関する法律に基づく適正な手続きを経ないまま、農振除外完了通知書を発出していた。

さらに、その通知がなされた申出地の一部について、農地転用案件として農業委員会に諮った。

【発覚の経緯】

本年5月中旬、担当者から上司に事務処理の遅延についての報告がありました。これを機に事務処理を進めていく中、他の不適正処理も発覚するところとなりました。

【件数】

区 分	申請数	農振除外 通知数	転用許可 通知数
R4(2022)年度	18	12	9
R5(2023)年度	10	9	7
R6(2024)年度	15	5	2
計	43	26	18

【今後の対応】

関係者に謝罪と説明を行い、法に基づく事務処理を進めていきます。

【再発防止策】

許可申請書等の確認は担当職員及び副担当職員の2名体制で実施することとしたほか、申請の管理簿により、複数の職員で処理状況を厳重に共有することにより、業務の進行管理を徹底することとします。